

中核市指定の申出に係る県の同意の基準

(平成 31 年 3 月 8 日施行)

地方自治法第 252 条の 24 第 2 項に規定する中核市の指定の申出について県が同意する基準を次のとおり定める。

- 1 申出をしようとする市が、人口 20 万以上であること（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による）。ただし、施行時特例市が平成 32 年 3 月 31 日までに中核市の指定を受けようとする場合は、この限りでない。
- 2 申出をしようとする市と県の相互の意思の疎通が図られ、十分に調整が行われていること。
- 3 中核市指定の申出に係る手続が法令に反していないこと。